

令和 5 年 6 月 28 日現在

機関番号：35404

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2022

課題番号：20K22050

研究課題名（和文）生存権の訴訟類型と違憲審査の手法についての研究

研究課題名（英文）A Research of Methods of Constitutionality Review on the right to life

研究代表者

松本 奈津希（Matsumoto, Natsuki）

広島修道大学・法学部・助教

研究者番号：90876707

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、生存権の「自由権的側面」が持つ意義を解明したうえで、その合憲性審査の在り方を解明することにある。研究計画遂行により、ドイツ連邦憲法裁判所の近年の税法・社会法判例と従来の判例との異同を明らかにしたうえで、学説を手掛かりとして、立法手続に着目した統制手法の導入可能性を示唆し、日本における生活保護引き下げ訴訟に着目して、日本の裁判実務における生存権保障のあり方を明らかにし、それらを踏まえたうえで、最低生活にかかる事案について、生存権の自由権的側面の視点から、審査枠組みや審査の厳格度に対応した類型化を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

生存権の自由権的側面から、審査枠組みや審査の厳格度に対応した生存権訴訟の整理・類型化を行ったことにより、従来は立法者の広範な裁量を理由として裁判所による実効的救済がなされなかった税・社会保障法領域における諸問題について、憲法25条の観点から審査の厳格度を高められる可能性を示唆することができた。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to elucidate the method of constitutional review from the "liberal aspect" of the right to life.

In order to achieve this purpose, I (1) clarified the differences between the recent tax and social law precedents of the German Federal Constitutional Court and conventional precedents, and suggested the possibility of introducing a procedural legislative control method, (2) clarified how the right to life is guaranteed in Japanese courts, focusing on "Inochino toride lawsuits," and (3) typified lawsuits concerning the right to life from the "liberty aspect" of the right to life. (3) typified lawsuits from the "liberty aspect" of the right to life.

研究分野：憲法

キーワード：生存権 最低生活保障 社会保障 租税負担

1. 研究開始当初の背景

人口が減少し、経済規模の下降する現代日本は、縮小化社会と位置付けられる。そこでは、社会保障制度だけでなく、これまでナショナル・ミニマムとして位置付けられてきた公共事業、都市施設の設備及びサービス提供の縮減が生じることにより、従来通りの生活を維持することすら困難となる可能性がある。縮小化社会に歯止めをかけるための法理を形成することは、社会科学の責務であり、憲法学の重大な課題である。そのための可能性として、日本国憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権利（生存権）が挙げられる。上述の社会保障等やそこへのアクセス権はもとより、従来通りの生活を維持する権利や、最低限度の生活を税負担から防御する権利なども、生存権にかかわる問題として取り組むことが可能である。他方で、仮に「従来通りの生活を維持する権利」なるものを認めた場合、その保障が、最低生活を自力で維持する自由への介入へと間接的に繋がる可能性が存在する。両者はともに、生存権の「自由権的側面」として捉えられる。しかし、従来の憲法学では生存権の「社会権的側面」に焦点が当てられており、「自由権的側面」の検討は深められていなかった。以上が研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

こうした背景の下で、研究代表者は、縮小化社会に対抗するための憲法論の可能性を追求していくにあたり、生存権保障と租税負担の間の学術的な調整理論を獲得することは必要不可欠であると考えた。そのための前提として、本研究では、(1) ドイツにおける「法秩序の憲法化」、すなわち法秩序の一部が憲法により形成・具体化されるという、憲法が法律に及ぼす影響を踏まえたうえで、(2) 今日の日本において、生存権の「社会権的側面」と「自由権的側面」という二つの側面が存在する意義を解明し、(3) さらに生存権領域における憲法適合性審査のあり方を明らかにすることを目的とした。具体的には、以下の通りである。

第一の目的については、税法・社会法上の最低生活にかかる近年のドイツ連邦憲法裁判所の諸判例の分析を通じて、そこでの法領域全体に及び憲法による影響を踏まえ、憲法上の最低生活のあり方を解明することとした。

第二の目的については、生存権の「自由権的側面」に関する日本の学説を詳細に再検討する。そのうえで、自由権的側面であるとされる判例について、一方では戦後の食糧管理法事件（最大判昭和 23 年 9 月 29 日刑集 2 巻 10 号 1235 頁）を再構成し、他方では近年の生活保護費用返還事件（東京地裁平成 29 年 2 月 1 日賃社 1680 号 33 頁）をいかに位置付けるべきかを検討することとした。

第三の目的については、近年日本全国で訴訟が提起されている生活保護引き下げ訴訟（「いのちのとりで」訴訟）に焦点を当てて、「憲法 25 条」の生存権の社会権的側面の具体化である生活保護法という「法律」により、委任を受けた厚生労働大臣の「行政裁量」を、いかにして統制すべきかを明らかにすることとした。

3. 研究の方法

そのための方法として、本研究では、ドイツ法との比較法を行った。これまでドイツでは、税法・社会法上の諸規定と憲法上の最低生活保障に関する注目すべき判決が多数下されてきており、またそれに呼応する形で、学説上の議論も活発に交わされてきたためである。さらに本研究では、ドイツとの比較法研究から得られた知見を踏まえたうえで、日本の生存権に関する訴訟類型を、これまで光が当てられてこなかった生存権の「自由権的側面」から再考することを試みた。

4. 研究成果

本研究により、従来の日本の憲法学説上では議論がなされていなかった生存権訴訟の類型それ自体について、生存権の「自由権的側面」を取り入れたかたちで、再構成することが可能となった。具体的には、下記の通りである。

まず、第一の目的については、ドイツにおける「最低生活保障」ないし「生存権保障」というキーワードの下で、ドイツの税法・社会法とドイツ基本法との関連を、ドイツ連邦憲法裁判所の判例を通じて考察した。具体的には、税法領域については、2019 年の最初期職業教育訓練費（Erstausbildungskosten）決定（BVerfGE 152, 274）を素材とし、社会法領域については、2019 年ハルツ 制裁判決（BVerfGE 152, 68）を素材として、最低生活にかかる今日における問題とその審査手法を検討した。その結果、両者の判例はともに従来の審査枠組みとは異なる部分が散見され、これらは「例外的」な判例であると位置づけるべきであるという結論に至った。ただし、そうした「例外的」な判例においても、その審査の際には、税法と社会法という法律の間にだけでなく、それらの法律と憲法との「整合性」ないし

「一貫性」が要求されていることも判明した。こうした観点は、日本の裁判実務にとっても有益であると思われる。

次に、第二の目的については、法学協会編『註解日本国憲法（上）』（有斐閣・1953年）488頁をはじめとして、日本の生存権にかかる学説を再検討した。そこでは、生存権の自由権的側面に関する議論自体は僅少であるものの、判例の蓄積した今日においては、応用可能性を有する部分を多く発見することができた。そのうえで、食糧管理法事件については、これは自由権的側面・社会権的側面という分類以前の問題、すなわち最低限度の「自由な生存」の問題であると構成することができた。また、生活保護費用返還事件については、やはり生存権の自由権的側面の問題であると捉えることが可能であると結論付けた。

第二の目的と関連して、第三の目的については、全国で多数の地裁判決が下されつつある中で、それらの全てを分析しつつ、主に勝訴判決である熊本地判令和4年5月25日賃社1811・1812合併号91頁および東京地判令和6月24日賃社1813号24頁に焦点を当てて検討を行った。その結果、生活保護基準の引き下げに際しては、専門的知見との整合性が要請されており、これにより、行政裁量に枠付けがなされていることが明らかとなった。この要請は、憲法25条によるものであると考えられる。

以上の3つの検討の結果を踏まえて、生存権にかかる諸判例をいかに類型化するかにについても検討を行った。その結果、生存権に関する訴訟は、「最低限度の生活」ラインを基軸として、給付の次元 防御の次元 給付+防御の次元という、新たな3つの類型化が可能であるということが判明した。さらに、生存権領域において広範な立法・行政裁量が認められる所以は堀木訴訟最判にあるところ、本研究の示した新たな類型化を用いることによって、具体的な審査の中で、同判決の射程が及ぶ範囲を限定し、国家の広範な裁量論を、憲法上の観点から狭めうる可能を示唆することができた。

このように、本研究が提示した新たな類型化を基礎とすることで、生存権領域における様々な訴訟について、違憲審査の枠組みや審査の厳格度と事案をより対応させた議論が可能となる。またこれにより、従来の枠組みでは検討の対象と為し得なかった諸判例をも含めた検討を行うことが可能となるため、憲法25条にかかる憲法学の議論を更に深める契機ともなり得るとと思われる。

以上のことから、本研究はその目的を達成するために十分な成果を得られたといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 松本 奈津希	4. 巻 20
2. 論文標題 生存権保障における立法・行政裁量と手続的統制：ドイツの「例外的」判例と「整合性要請」を契機として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 147-205
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15057/71981	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松本 奈津希	4. 巻 97
2. 論文標題 平等原則と租税立法者の形成・類型化余地 初期職業訓練費（Erstausbildungskosten）決定	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 154-161
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本 奈津希	4. 巻 29
2. 論文標題 生活保護基準引下げと生存権（「いのちのとりで」裁判）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 23-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 松本 奈津希
2. 発表標題 初期職業教育訓練費の税法上の不平等取り扱いの合憲性 連邦憲法裁判所2019年11月19日第二法廷決定（BVerfGE 152,274）
3. 学会等名 第277回ドイツ憲法判例研究会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 松本 奈津希
2. 発表標題 最低生活保障の法理の形成と具体化
3. 学会等名 日本財政法学会（招待講演）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 渋谷秀樹， 瑞慶山広大， 山崎皓介， 春山習， 榎透， 城野一憲， 菅沼博子， 植野妙実子， 成嶋隆， 吉岡万季， 塚林美弥子， 松本奈津希， 小牧亮也， 大野悠介， 奥野恒久， 筋昭三， 西尾雄次， 玉蟲由樹， 今井健太郎	4. 発行年 2020年
2. 出版社 敬文堂	5. 総ページ数 13
3. 書名 『憲法学のさらなる開拓』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

広島修道大学教員情報 https://shu-lab.shudo-u.ac.jp/shuhp/KgApp?kyoinId=ymmggmgegggy

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------